

令和4年1月  
交通規制部管制課

## 航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、以下の理由により管制業務処理規程に関して所要の改正を行う。

### 1. LVP(※1)及びLVPD(※2)の運用開始

現在、低視程時における航空機運航を可能とするため SSP(※3)体制を定めているが、本体制は CAT II / III ILS による低視程進入と低視程離陸の両方を包含するものとなっているため、運航効率が低下する事象が発生してしまっていた。今般、低視程進入と低視程離陸を分離して運用可能な新たな低視程体制のため、LVP 及び LVPD を導入することとなった。これに伴い管制業務処理規程に関して所要の改正を行う必要がある。

※1 LVP(Low Visibility Procedure: 低視程体制)

※2 LVPD(Low Visibility Procedure for Departure: 出発用低視程体制)

※3 SSP(Special Safeguards and Procedures)

### 2. 神戸飛行場管制所における地上管制席の設置

今般、神戸飛行場管制所において地上管制席が設置されることから、管制業務処理規程に関して所要の改正を行う必要がある。

### 3. その他

既に廃止されている FDPS(※4)に関連する規定の削除、洋上管制において現在適用できる環境にない「複合間隔方式」の廃止及びその他所要の改正を行う。

※4 FDPS(Flight Data Processing Section: 飛行情報管理システム管制情報処理部)

### 4. 今後のスケジュール

施行日: 令和4年2月24日